

防危第1525号

令和8年8月3日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

山梨県国民保護協議会

会 長 長崎 幸太郎



山梨県国民保護計画の変更について（答申）

令和8年7月21日付け防危第1365号で諮問のあったこのことについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項第2号の規定により、本協議会の意見を下記のとおり答申する。

記

山梨県国民保護計画の変更は、国民の保護に関する基本指針の一部変更に基づいたものであり、適当であると認める。